

北海道選挙管理委員会告示第 2 号

令和6年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和6年 3月 4日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	88,018
3分の1の数	650,107

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	71,262	根室市	6,608
札幌市北区	80,485	千歳市	27,425
札幌市東区	74,467	滝川市	10,947
札幌市白石区	61,929	登別市	12,944
札幌市厚別区	36,058	恵庭市	19,780
札幌市豊平区	65,753	伊達市	9,230
札幌市清田区	30,989	北広島市	16,320
札幌市南区	38,839	北斗市	12,420
札幌市西区	62,593	空知地域	45,586
札幌市手稲区	39,824	石狩地域	21,593
函館市	70,584	後志地域	23,635
小樽市	31,639	胆振地域	14,098
旭川市	92,874	日高地域	17,274
室蘭市	22,479	渡島地域	23,678
釧路市	45,964	檜山地域	9,427
帯広市	46,595	上川地域	34,396
北見市	32,391	留萌地域	11,775
岩見沢市	22,125	宗谷地域	7,659
網走市	9,491	オホーツク東地域	15,689
苫小牧市	47,392	オホーツク西地域	17,758
稚内市	8,906	十勝地域	46,141
江別市	33,759	釧路地域	16,023
名寄市	7,369	根室地域	12,791

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,079
	3分の1の数	117,984
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,318
	3分の1の数	152,646
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,448
	3分の1の数	153,727
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,520
	3分の1の数	75,328